

**お知らせ**

第113号

2015. 10. 1 発行

TEL 019-622-1038 FAX 019-622-1056

## 標準報酬決定通知書をお送りします

- ◆ 本年7月に行われた社会保険算定基礎届に基づく「標準報酬決定通知書」を同封しました。保険料は、10月に支給される給与から改定し控除して下さい。  
厚生年金保険料率が17.828%（折半で8.914%）に改定されました。なお、健康保険について、料率の変更はありませんのでご注意ください。  
なお、当事務所で給与計算業務を受託しております事業所様には同封していません。後日給料明細と一緒にお届けいたします。

## 職員住所一覧表を同封しました

- ◆ 職員住所一覧表は、生年月日順、採用月日順の2通りとなっています。職員の年齢管理、勤続年数の把握、退職金管理などにご活用下さい。  
厚生年金に加入している方の住所は、年金事務所に届出しています。住所の異動がありましたら、その都度、当事務所にご連絡下さい。

## 最低賃金の改定について

- ◆ 平成27年度岩手県の地域別最低賃金が17円引き上げられ695円となります。平成27年10月16日発効です。  
昨年度の13円に続き今年度も大幅な引き上げとなりました。全国平均では18円の引き上げです。ちなみに最低賃金が最も低いのは沖縄や鳥取など4県の693円で、高いのは東京907円、神奈川905円です。

(単位：円)

年 度	26 年度	27 年度
岩手県最低賃金 時 間 額	678	695
引 上 げ 額	13	17

27 年度	27 年度
798	907
参考：全国平均 18	参考：東京 19

## 成年後見制度のご活用について

- ◆
  - 一人暮らしで、オレオレ詐欺や訪問販売への対応が心配だ。
  - もし、将来認知症になったら身の回りの事をどうしたらいいだろう。
  - 高齢になったとき、知的障害を持っている子供の事が心配だ。

こんな心配事を抱えている方がおられましたら、当事務所までご相談下さい。

